

第4期中期目標策定方針・第4期中期計画認可方針（案）

静岡県公立大学法人の第3期中期目標期間（令和元～6年度）の終了を迎えるに当たり、これまでの運営状況の評価や社会経済情勢の変化を踏まえ、第4期中期目標の策定等に当たっての設立団体としての基本的な考え方を以下に示す。

1 第4期中期目標策定方針（案）

第3期中期目標期間において、法人の業務全般がほぼ順調に取り組まれていることから、第4期中期目標においては、現行中期目標の基本的な考え方を継承しつつ、静岡県公立大学法人の存在意義を明確に県民に示すことができるよう中期目標を策定する。

具体的には、以下により中期目標を策定するものとする。

- 1 法人が全体として取り組むべき重点的な目標を提示する。
- 2 中期目標は法人が進むべき大きな方向性を示すものとし、法人の自主・自律的な取組を促すため、手段的な記載は避けつつ、法人への指示が具体的に伝わるよう配慮する。
- 3 昨今の社会情勢変化や、法人を取り巻く環境を踏まえ、公立大学に求められる社会の要請に対応する。
- 4 第3期中期目標期間の終了時の検討（今後の見直しの方向性）を踏まえるとともに、新たな取組、発展的な取組、継続すべき取組等を設定する。

2 第4期中期計画認可方針（案）

中期目標を達成するための具体的方策として、法人が作成する中期計画については、以下により策定することを基本とするよう求めるものとする。

- 1 中期目標が示す方向性に対して、6年間で達成を目指す具体的な水準及び第三者が検証可能な評価指標を各項目に盛り込み、達成状況を明確に把握できる記述とすること。
- 2 「検討する」「努める」など評価が困難な記述は避け、明確かつ具体的に記述すること。
- 3 項目の設定については、目標管理を適切に行う観点から、また評価作業の負担軽減のため、厳選に努め、事業内容の重複や必要以上の細分化とならないよう留意すること。
- 4 評価委員会によって示された課題等への対応を踏まえて記述すること。